

相模原市新斎場整備事業基本計画等検討業務委託
仕様書

1 業務名称

相模原市新斎場整備事業基本計画等検討業務委託

2 目的

本市では、高齢化の進行に伴い死亡者が年々増加しており、市内の火葬需要も今後更に増え続けることが予測されている。本市唯一の火葬場である市営斎場（南区・古淵）では、これまでも運営面で様々な工夫を行い火葬需要の増加に対応してきたが、1施設のみで将来にわたり安定的に火葬を行うことは非常に困難であることから、新斎場の整備は喫緊の課題となっている。

本業務は、新斎場の基本計画策定及び民間活力導入可能性調査の前段として、その基礎となる調査・検討及び課題の整理を目的とする。具体には、施設規模の検証、コストの概略提示（概算事業費及び整備後の収支予測）、事業スケジュールの概略提示を目的とし、そのために必要な調査・検討及び資料作成等を実施する。

なお、令和8年度には、本業務の成果を引き継いで検討を深め、基本計画策定、事業手法決定等を行うことを想定している（単年度で別途業務委託予定）。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

※検査は原則、上記委託期間中に実施するものとする

4 前提条件

(1) 新斎場予定地

相模原市緑区青山字熊ノ平2193番地2 他（現在、民間のグラウンドとして管理されている。以下「予定地」という。）（別紙1～3）

(2) アクセス道路

県道513号鳥屋川尻から予定地へ至る現道（法定外道路を含む）は、延長約600m、標高差約45mとなっている（別紙4）。現在、一部現道を活用したアクセス道路の予備設計業務を委託している（別紙5）。当該予備設計業務は履行期間中であり、本年9月上旬に完了予定であることから、本業務に必要な資料については適宜提供することを予定している。

(3) 土砂災害対策施設

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を含む新斎場予定地「青山」について、2溪流からの土石流、流木等の影響及びその対策（土石流・流木対策）および、流末導流排出区分について詳細な検討を行うため、現在、土砂災害対策施設の予備設計業務を委託している（別紙6）。なお、その対策施設の配置は新斎場予定地の平場部分（グラウ

ンドの一部)を考えている。当該予備設計業務は履行期間中であり、本年9月上旬に完了予定であることから、本業務に必要な資料については適宜提供することを予定している。

5 業務内容

(1) 基本計画に向けた検討

ア 現地調査

(ア) 過年度委託における現地踏査結果の確認

(イ) 予定地の現状確認(現地踏査)

イ 計画の背景と現状分析・課題整理

(ア) 上位計画における基本計画の位置付けの確認

(イ) 本市における火葬需要の将来予測の確認

本市が作成した将来予測データについて確認・検証する。

(ウ) 本市における葬送行為の現状確認

(エ) 市営斎場(本市の既存火葬施設)の概要確認

(オ) 基本方針の設定

(カ) 予定地の条件整理

(キ) 法的規制の整理

予定地における整備に係る法的規制を整理し、課題抽出を行う。

(ク) 火葬場整備の先行事例(他自治体事例)の確認

ウ 基本方針(コンセプト)の設定

施設の果たすべき役割や、予定地の持つ自然的・地域的特徴を理解した上で、基本計画に示す新斎場整備のコンセプト(案)を設定する。この際、単なる抽象的・観念的な理念の列挙にとどまらず、施設の特性により求められる機能や役割に加え、たとえば故人と向き合う時間を大切にできる空間の在り方や自然と調和する施設の在り方など、新斎場整備の方向性が分かりやすく伝わるものとなるよう設定する。

エ 施設・設備計画

(ア) 火葬炉設備の検討

上記「イ(イ)本市における火葬需要の将来予測の確認」、「(ク)火葬場整備の先行事例(他市事例)の確認」や、「改訂新版 火葬場の建設・維持管理マニュアル」等に基づく炉数の検討及び予備炉用スペース確保の検討を含む。また、ペット炉併設の可否判断に必要な条件・課題の整理や、判断の土台となる基礎資料の作成等を含む。

(イ) 式場施設の検討

近年の葬送行為の傾向や、上記「イ(ウ)本市における葬送行為の現状確認」及び「(ク)火葬場整備の先行事例(他自治体事例)の確認」等に基づく規模の検討を含む。

(ウ) 駐車場の検討

火葬炉設備・式場施設等の規模に応じた必要台数確保の検討を含む。

- (エ) その他諸室の検討
- (オ) 設備の検討
- (カ) 施設配置、諸室配置及び動線の検討
- (キ) 構造の検討
- (ク) インフラ設備の検討

オ 土地利用計画

- (ア) 環境緑地の検討
- (イ) ゾーニングの検討
- (ウ) 土地利用計画図の作成

カ 造成・基盤整備計画

- (ア) 整地計画の作成
- (イ) 雨水排水及び調整池の検討

概算工事費の検討等に用いるレベルのものとする。

キ 火葬タイムテーブルの作成

ク 概算事業費の算出

年度別及び工種別の概算事業費を算出する。

ケ 事業スケジュールの作成

(2) 整備・運営手法に係る検討

- ア 法制度等の整理（関係法令や諸規制）
- イ 事業手法の整理
- ウ 事例収集
- エ 事業スキームの抽出
- オ 民間事業者意向調査
- カ 簡易VFMの試算

民間活力導入可能性の確認及び整備・運営手法の方向性検討等に用いる概算レベルのものとする。

(3) 業務報告書の作成

6 既存資料

市は、本業務を実施する上で必要となる関係資料等を可能な限り受注者に貸与する。なお、受注者は借用の必要がなくなった時は、貸与された資料を速やかに市に返却する。

7 成果品

(1) 成果品

業務が完了したときは、「5 業務内容」に基づく次の成果品を提出すること。なお、成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て市に帰属するものとし、市の承諾なしに使用、公表してはならない。

ア 報告書 2部（簡易製本）

イ 報告書概要版 10部

ウ 報告書、報告書概要版及び本業務に係る資料の電子データ（CD-R又はDVD-R）2枚

(2) 納品場所

相模原市 市民局 斎場準備課

8 業務進捗状況等の協議・調整

契約締結後、受託業務の管理責任者は、速やかに業務計画書を提出すること。また、業務の遂行にあたり、作業方針及び進捗状況等について、市担当者との協議、報告等を定例的に行うものとする。打合せは1か月に1回を目安とし、管理技術者の出席を原則必須とする。また、受注者において、会議資料及び議事録を作成する。

9 管理技術者、担当技術者及び照査技術者について

(1) 受注者は、管理技術者、担当技術者（主・副）及び照査技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、財務、法務、技術に関する知識を有し、火葬場の計画作成業務又は民間活力導入可能性調査業務に関する相当の経験を有する者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、火葬場の新設・建替・改修事業に関する相当の経験を有するものとし、業務全般にわたる管理を行わなければならない。なお、管理技術者には、技術士（総合技術監理部門〈建設一都市及び地方計画〉若しくは建設部門〈都市及び地方計画〉）又は一級建築士の資格を有する者を配置すること。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るために十分な担当技術者（主・副）を配置しなければならない。なお、主担当技術者には、上記（2）の資格要件のうち、管理技術者が保有していない資格を有する者を1名以上配置すること。ただし、管理技術者が技術士・一級建築士両方の資格を有する場合は、上記（2）の資格要件のうち、いずれかの資格を有する者を1名以上配置すること。

(4) 受注者は、照査技術者を配置しなければならない。なお、照査技術者には、上記（2）の資格要件のうち、いずれかの資格を有する者を1名以上配置すること。

(5) 管理技術者、担当技術者（主・副）及び照査技術者の変更は、やむを得ない場合を除き認めない。

10 補足事項

(1) 受注者及び被雇用者は、本業務において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。なお、当該委託業務が終了した後も同様とする。

(2) 受注者及び被雇用者は、本業務で得た全ての資料・情報及び全ての作成・発信した情報を市の承認を得ずに他の目的に使用してはならない。

(3) 業務完了後、受注者の過失に起因する不良箇所等が発見された場合は、市の必要と認

める改正、補足その他必要な作業を受注者の負担において速やかに行い、その結果を市に報告するものとする。

- (4) 受注者は、「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
- (5) 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を順守しなければならない。
- (6) その他、この仕様書に定めのない事項は、市及び受注者双方の協議により決定するものとする。